

下水道に接続して衛生的な暮らしを

羽幌町では、街全体の衛生環境と川や海などの自然環境を守るため、下水道への接続をお願いしています。水洗便所改造等補助金は今年度限りで終了しますので、この機会に下水道への早期の接続をお願いします。

■ 水洗便所改造等補助金の拡大は今年度で終了します

下水道への接続工事に対する補助金です。より多くの方に下水道を利用してもらうため、平成24年度から対象範囲を拡大し下水道供用開始後3年が経過しても受けられる補助金は平成27年3月31日で終了します。今年度中にぜひご利用ください。

世帯区分	汲取り便所改造と排水設備接続を行った場合	し尿浄化槽撤去と排水設備接続を行った場合
一般世帯	200,000円	100,000円
高齢者世帯・低所得者世帯	300,000円	150,000円
集合住宅	300,000円	150,000円
社宅・貸家(一戸建て)	150,000円	75,000円

※高齢者世帯とは (1) 65歳以上の者のみで構成する世帯 (2) 世帯主の年齢が65歳以上の夫婦のみの世帯 (3) (1)、(2)の世帯に18歳未満の未婚の者で構成する世帯をいう。

※低所得者世帯とは 一戸につき、その世帯の構成員全員の道町民税が非課税の世帯をいう。
 ※世帯区分の判定のため申請者世帯及び同居世帯の課税、納税状況を調査するため同意書の提出が必要になります。

■ 水洗便所改造等資金あっせん制度

無利子で工事資金をあっせんする制度です。上記の補助金制度と同時に活用できます。

工事内容	あっせん限度額
汲取り便所改造、排水設備接続	800,000円
し尿浄化槽撤去、排水設備接続	300,000円

※貸付については、羽幌町の提携金融機関の審査を要します。
 ※供用開始後3年経過後の貸付利息は、貸付利率の1/2を自己負担とする。ただし、平成26年度までの貸付のみ無利子。

■ 下水道使用料の減免制度

同居する世帯全員が道町民税非課税の場合、その世帯の下水道基本使用料の30%を減免します。

※減免には、ご本人からの申請が必要です。
 ※同居者で世帯を分けている場合でも全員が道町民税非課税でなければ対象になりません。
 ※生活保護法による生活扶助を受けている方は対象になりません。

▶ 下水道の接続工事は下記の羽幌町排水設備指定工事店へ

事業者名	住所	電話	事業者名	住所	電話
(株) 水上建設工業所	南町	62-2450	(株) 道北土木	北3の2	62-1816
(有) 石川土木工業	南6の5	62-1844	(株) 北一組	南大通5	62-2166
(株) 行町工業所	幸町	62-1302	(株) 工藤工務所	南1の6	62-1719
(有) マツダ興業	南1の1	62-1600	(有) 山口興業	栄町	62-1054
(有) 芳賀建設	幸町	62-2864	(有) 逢坂建設	幸町	62-3069
(有) 山岸建設	南町	62-2439	(有) 長谷川組	南4の5	62-2556
(株) 河野建設	南5の2	62-1743	北開建設工業(株)	苫前町字苫前	64-2688
(株) ハチ口	留萌市栄町	42-3311	(有) 羽幌水道設備	南大通2	62-5888
北日本設備(株)	北大通1	62-3592	鈴木住設機器	北4の2	62-3309
(有) イワサキ設備機器	幸町	62-5031	南部興業	北4の2	62-6575
(有) エンジニヤ商会	苫前町字古丹別	65-3156	(株) グラシアス	旭川市末広	0166-73-9618

※★は、羽幌町水洗化普及協力優良店

※羽幌町の下水道への接続工事は、町の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ施工できません。

☎ 建設水道課土木係
68・7005 (課直通)